

会 議 開 催 案 内 (公 開)

西和賀町行政改革審議会会議を、次のとおり開催する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴するものとする。

令和 6 年 3 月 11 日

西和賀町行政改革審議会

1 開催日時

令和 6 年 3 月 22 日 (金) 午前 10 時から

2 開催場所

西和賀町川尻 40-40-71

西和賀町役場 湯田庁舎 3 階 大会議室

3 内容

第 3 次西和賀町行政改革大綱「重点推進事項（前期：平成 30 年度～令和 4 年度）」の取組状況及び評価について

4 傍聴定員

10 人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しくください。
- (2) 受付開始時間は、当日午前 9 時 40 分からです。
- (3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承ください。

6 問い合わせ先

西和賀町川尻 40-40-71

西和賀町役場（湯田庁舎）企画課 ☎0197-82-3284 担当：高橋三智昭

傍 聴 要 領

西和賀町行政改革審議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、審議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。